

北海道図書館振興協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北海道図書館振興協議会（略称「北図振」と称する。

(構成)

第2条 本会は、北海道立図書館、市町村の図書館（以下「公立図書館」という。）及び公民館で構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、江別市文京台東町41番地 北海道立図書館内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、全道の公立図書館及び公民館等が相互に連携するとともに、各市町村図書館協議会等関係団体との連絡を密にして、北海道における図書館の振興をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 北海道図書館大会及び研修等、図書館事業の推進及び実施
- (2) 地方研究集会への支援
- (3) 図書館情報の提供及び調査研究
- (4) 図書館振興功績者の表彰
- (5) その他必要な事項

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公立図書館
- (2) 公民館

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|-------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 理事 | 別途定める |
| 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第8条 役員を選出は別に定めるところによる。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。

3 理事は会務を審議し、その執行にあたる。

4 監事は会計および会務を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は総会および理事会とする。

(総会)

第12条 本会は毎年1回定期総会を開く。

2 会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったときは臨時総会を開く。

3 総会は会員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。

4 総会は次の事項を行う。

- (1) 会則の決定ならびに変更
- (2) 役員選任の承認
- (3) 事業報告の承認
- (4) 事業計画の決議
- (5) その他、本会運営についての必要事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長・副会長および理事をもって構成する。

2 理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の2分の1以上の請求があったとき開くもの

とする。

3 理事会は定員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

4 理事会の議長は会長がこれにあたる。

5 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 業務を執行するために必要な事項

第6章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、会費・寄附金・その他の収入をもってあてる。

2 会費の額は次のとおりとする。

| | |
|-----|---------|
| 北海道 | 30,000円 |
| 札幌市 | 20,000円 |
| 市 | 15,000円 |
| 町村 | 10,000円 |

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を会長が委嘱する。

附則

この会則は、昭和51年10月5日から施行する。

附則

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この会則は、昭和55年5月25日から施行する。

附則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

1 この会則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は9,500円とする。

附則

1 この会則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は9,000円とする。

附則

1 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は8,700円とする。

附則

1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は8,200円とする。

附則

1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は7,400円とする。

附則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は7,100円とする。

附則

1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は6,800円とする。

附則

1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度に限り、第14条第2項に規定する会費の額のうち町村は6,800円とする。

附則

1 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第14条第2項に規定する会費の額のうち、町村については、当分の間、6,800円とする。

附則

この会則は、平成25年4月25日から施行する。

附則

この会則は、平成26年4月24日から施行する。